

【ニューカレドニア】例外的な外出時でも外出証明書の携帯が必要、3月13日(土)午前0時以降はマスクの着用が義務化

【ポイント】

●ニューカレドニア政府は、3月9日(火)午前0時からの15日間の外出禁止令中において、例外的に認められている外出理由を発表しました。外出する場合には全ての場合において外出証明書を携帯している必要があります。

●3月13日(土)午前0時以降はマスクの着用が義務化されます。マスク着用が免除されるのは、免除を正当化する診断書を持っている人及び11歳未満の子どものみです。

●規定されている禁止事項又は義務の違反については罰金が発生しますので十分ご注意ください。

【本文】

1 ニューカレドニア自治政府は、3月9日(火)午前0時からの15日間の外出禁止令中において、例外的に認められている外出理由を発表しました。外出する場合には全ての場合において外出証明書を携帯している必要があります。例外的に認められている外出理由は以下のとおりです。また、職務移動証明書には、雇用主の署名が必要となります。

(1)テレワークが不可能な場合の自宅と職場との移動、延期できない職業上の移動。

(2)許可された施設における必要不可欠な買い物をするための外出。営業又は閉鎖している店舗や施設については、以下のリンクをご参照ください。

(3)延期出来ない医療目的のための移動。

(4)真に必要な親族支援、脆弱な人々への支援、子どもの監護のための移動。

(5)個人で行う運動や同居家族との散歩(集团的スポーツや他の人との接触を除く)、ペットのために必要な外出については、1日1時間の制限内において、自宅の周りの最大半径1キロメートル以内に限る。

(6)官憲、裁判所や行政機関からの召喚、行政当局の要請による公共活動への参加。

○ニューカレドニア政府ホームページ

(外出証明書ダウンロード)

<https://gouv.nc/info-coronavirus-covid-19/infos-confinement>

(営業又は閉鎖している店舗や施設の運営)

<https://gouv.nc/info-coronavirus-covid-19/commerces-et-etablissements-fonctionnement>

2 3月13日(土)午前0時以降はマスクの着用が義務化されます。マスク着用が免除されるのは、免除を正当化する診断書を持っている人及び11歳未満の子どものみです。

3 公共交通機関(国内航空線、RAIバスネットワーク、海上輸送)は停止されていません。

4 大学を含む学校、訓練施設、保育園は全て閉鎖となります。

5 スポーツ、レジャー施設は閉鎖、いかなる理由であれ集会やイベントなどは全て禁止となります。

6 規定されている禁止事項又は義務の違反については罰金が発生しますので、十分ご注意願います。一回目の違反から1500フランの罰金が科されます。

【参考になるサイト】

○ニューカレドニア政府ホームページ

<https://gouv.nc/coronavirus>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○ニューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html

○在フランス日本国大使館ホームページ

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>